**第十一条**　原子力発電供用施設（第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この条及び別表第十五において「申請年度」という。）において、第六条第一項、第八条及び第十四条の規定に基づく交付金の交付が行われないものに限る。以下この条において「対象原子力発電供用施設」という。）がその区域内において設置されている一の市町村（以下この条及び第三十一条において「対象原子力発電供用施設所在市町村」という。）に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の算式により算定した金額とする。

A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L

一　Aは、別表第八の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

二　Bは、別表第九の上欄に掲げる特別対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置されている事業所（原子力発電供用施設（深地層研究施設を除く。）の設置の用に供されるものに限る。次号において同じ。）の廃止に関する計画が確実になった日が属する会計年度の前会計年度の末日までの期間が十五年未満のものを除く。以下同じ。）の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

三　Cは、別表第十の上欄に掲げる長期対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）のうち、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置されている事業所の廃止に関する計画が確実になった日が属する会計年度の末日までの期間が三十年未満のものを除く。以下同じ。）の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。ただし、機構が設置する試験研究炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であって試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）については、前段の金額に、これらの施設の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を加えた金額とする。

四　Dは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている試験研究用等使用済燃料貯蔵設備（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の三第一項第二号ニで定める核燃料物質を貯蔵するための設備であって別表第十一の上欄に掲げるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$\{(F_0+f_0)-1.48\times r_0\}\times 400{,}000\times\alpha+D_0$

$F_0$は、対象使用済燃料（使用済燃料であって、申請年度の前々会計年度の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（以下この条及び別表第十五において「対象期間」という。）の末日（以下この条において「基準日」という。）において原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものが設置されている事業所に現に貯蔵されているものをいう。ただし、基準日において当該原子炉に初めて装荷された燃料の一・四八炉心分の重量を超えて当該事業所に現に貯蔵されている場合に限る。以下この条及び第三十一条において同じ。）であって、当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているもののうち当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備が設置されている試験研究用等原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$F_0$は、対象使用済燃料であって、当該試験研究用等原子炉から生じたものの重量をトンを単位として表した値から$F_0$を除いた値とする（以下この号において同じ。）。

$r_0$は、当該試験研究用等原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$\alpha$は、$F_0-1.48\times r_0$が0以下の場合には0とし、それ以外の場合には次の算式により算定して得た値とする。

$$\frac{F_0-1.48\times r_0}{(F_0+f_0)-1.48\times r_0}$$

$D_0$は、当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に特定試験研究用等貯蔵使用済燃料（対象使用済燃料であって、当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているもののうち当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備が設置されている試験研究用等原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものをいう。以下この号において同じ。）のみが貯蔵されている場合には0とし、当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備にその他試験研究用等貯蔵使用済燃料（対象使用済燃料であって、当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているもののうち特定試験研究用等貯蔵使用済燃料以外のものをいう。以下この号において同じ。）が貯蔵されている場合には、当該その他試験研究用等貯蔵使用済燃料をその燃料として使用した試験研究用等原子炉ごとに、次の算式により算定して得た値の合計値とする。

$\{(F_1+f_{01}+f_1)-1.48\times r_1\}\times 400{,}000\times\beta$

$F_1$は、当該特定試験研究用等貯蔵使用済燃料の重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$f_{01}$は、その他試験研究用等貯蔵使用済燃料のうち、当該試験研究用等原子炉以外の試験研究用等原子炉から生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$f_1$は、対象使用済燃料であって、当該試験研究用等原子炉から生じたものの重量をトンを単位として表した数値から$F_1$及び$f_{01}$を除いた数値とする（以下この号において同じ。）。

$r_1$は、当該試験研究用等原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

$\beta$は、$F_1-1.48\times r_1$が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$\dfrac{f_{01}}{f_{01}+f_1}$

ロ　$\dfrac{f_{01}}{(F_1+f_{01}+f_1)-1.48\times r_1}$

五　Eは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている実用発電用使用済燃料貯蔵設備（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第三条第一項第二号ニで定める核燃料物質を貯蔵するための設備（以下この号において「貯蔵設備」という。）であって別表第十一の上欄に掲げるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$\{(W_0+d_0+W_0)-1.48\times c_0\}\times(\gamma+\delta)+E'\times\gamma'+D'+E_0+S$

$W_0$は、対象使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備（貯蔵設備であって、使用済燃料を水中で貯蔵する方法を用いるものをいう。以下この条において同じ。）に貯蔵されているもののうち当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。